

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められ、さらに令和元年10月1日からは、1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち、2分の1相当分が人口等に基づき市町村に交付されます。令和6年度における地方消費税交付金の歳入決算額のうち、増税に伴う分は47億3,658万円で、その使途は以下のとおりです。

目的別	主な事業の内容	一般財源額	充当した交付金の額
社会福祉・少子化対策	障害福祉サービス費、障害福祉サービス事業運営費、後期高齢者医療推進事業費等	43億9,984万円	13億2,892万円
	子ども医療費助成事業費、公立保育所運営事業費、民間保育所運営費、児童扶養手当支給事業費等	48億92万円	14億5,006万円
	生活保護事業費	14億2,293万円	4億2,978万円
保険制度	各保険事業特別会計繰出金	49億7,809万円	15億357万円
保健衛生	感染症医療療養費事業費、小児慢性特定疾病対策事業費	8,030万円	2,426万円
合 計		156億8,208万円	47億3,658万円

* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。